

老発第 0319001 号  
平成 15 年 3 月 19 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）の趣旨及び内容については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号）をもって通知されているところであるが、先般、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 15 年厚生労働省令第 33 号）が公布され、本年 4 月 1 日より施行されることとなったことを踏まえ、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」の一部を次のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。